

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 5 年 8 月 22 日 (火) 午後 7 時 30 分から
午後 8 時 30 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 1 階 101 会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 10 名 (欠席者 2 名)
 - (2) 執行機関 4 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題
 - (1) 令和 4 年度 国民健康保険特別会計決算状況について
 - (2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) の進捗状況について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症について
 - ① 傷病手当金について
 - ② 国民健康保険税の減免について
 - (4) その他
 - マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
 - その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 令和 4 年度 国民健康保険特別会計決算書 (案)
 - 資料 2 令和 4 年度 国民健康保険特別会計 (決算説明資料)
 - 資料 3 第 2 期データヘルス計画 令和 4 年度保険事業進捗状況
 - 資料 4 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - 資料 5 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
 - 資料 6 健康保険証をお使いの皆さまへ
 - 資料 7 マイナンバーカードを使った受付方法

7 発言の内容

(委員および担当職員の紹介)

委員、事務局 委員および事務局員が自己紹介を行う。

次第1 開会

事務局 協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席により富士川
(課長) 町国民健康保険運営協議会を開催する。

次第2 会長あいさつ

会長 あいさつがなされる。

次第3 議事録署名委員の指名

事務局 協議会規則第11条により、議長が会議録署名委員2名を指名する
(課長) ことになっているが、規則第6条で会長が議長を務めること
になっているので、会長に指名をお願いする。

会長 (2名を指名)

次第4 議事

事務局 協議会規則第6条により会長が議長を務める。
(課長)

議長 1) 令和4年度 国民健康保険特別会計決算状況について(報告)

事務局に説明を求める。

事務局 資料1「令和4年度 国民健康保険特別会計決算書(案)」
資料2「令和4年度 国民健康保険特別会計(決算説明資料)」を
使い説明を行う。

(主な説明)

資料1 「令和4年度 国民健康保険特別会計決算書(案)」

令和4年度の決算状況を説明。資料1は当初予算の金額に説明
を付けたもの、資料2は令和4年度の当初予算額との増減を示し
たものである。

資料1に現在の富士川町の国保の統計数値を載せている。令和5年3月末の数字であるが、世帯数が1,917世帯で前年度比79世帯の減。保険者の数が2,938人で前年度比155人の減少。平均年齢は56.1歳で令和3年度末と同じ。要因としては、ここ3、4年の間に団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者医療へ移っている為、減少の傾向が著しくみられる。

◆歳入について、合計が17億207万210円となっている。

◆歳出について、合計が15億187万6,219円となっている。

◆歳入

第1款 保険税

一般被保険者の現年分4年度の決算額が3億2,828万8,700円で、前年度比2,356万5,400円、約6.7%の減、加入者の減少が大きな要因。

一般被保険者の滞納分、1,326万1,838円、前年度比62万6,213円の増加。滞納繰越分の増加している要因としては、催告書の回数を増やしたこと、窓口での納税相談に力を入れたことにより、滞納額が減少。

収納率は現年課税分、滞納繰越分もどちらも増加。合計で約2.04ポイント増。また滞納額の合計も、前年度比で727万3,999円減少。

第5款 県支出金

保険給付費等交付金決算額が10億1,532万1,745円で前年度比1億465万5,253円の減少で約9.3%減少。保険給付費等交付金は、歳出の2款の保険給付費に対して交付。病院にかかった時などに、国保で負担する給付費分を県から交付。令和4年度の医療費が減少している要因は、令和3年度はコロナの受診控えの反動により、給付費が上昇した。令和4年度はその反動がおさまりに、医療費が減少したと考えられる。

特別保険給付費等交付金決算額が2,977万7,000円。前年比546万1,000円減で約15.5%の減少。特別保険給付費等交付金は、市町村の特別事情による財政難の不均衡を調整する交付金である。令

和3年度は、コロナの減免措置、傷病手当金などの財政負担をこの交付金で支給してもらったが、コロナ減免は申請が0件で、交付金が減少している。

第7款 繰入金

一般会計から国保会計の繰入をし、国保財政を支えてもらっている。

令和4年度から未就学時均等割保険税の軽減措置が始まった。繰入金の決算額が56万8,584円で、国や県から負担金をもらい一般会計から繰り入れている。

第8款 繰越金

決算額が1億7,141万4,589円で前年度比、2,576万1,585円。令和3年度の歳入歳出差引額を繰り越したもの。

◆歳出

第1款 総務費

一般管理費の令和4年度の決算額が、1,091万5,712円で17万8,530円の増。

第2款 保険給付費

一般被保険者分の療養給付費が8億7,371万7,000円で前年度比8,453万3,634円の減、約8.8%減。理由はコロナの受診控えの反動が落ち着いてきたことと考えられる。また一般被保険者の高額療養費は、決算額が1億2,992万3,958円、前年度比、2,053万4,356円の減。約13.6%減少している。

出産育児一時金等は、決算額が126万円420円で、252万1,260円減。国保に加入されている方が出産した場合に一時金を支給するが、令和3年度9件あったものが、令和4年度は3件で6件減少しているため。

第3款 国保納付金

県が保険給付費等の支払いの財源として、市町村に納付を求めるもの。合計額が4億1,375万4,539円で前年度比554万1,681

円の増。県の国保財政の状況に応じて変化する。令和4年度は富士川町に対する納付金が550万円ほど増えた。

第5款 保健事業費

保健福祉支援センターに係る費用や特定健康診査などの事業費を支出。特定健康診査等事業費の中には人間ドック助成金が含まれている。人間ドック助成金は、令和3年度8,000円を52人に、令和4年度は46人で36万8,000円を支出した。

第6款 財政調整基金積立金

決算額が3,115万7,000円。前年度比2,864万円の減。富士川町の被保険者一人当たりの積立金が、県内で平均以下だったものが、令和3年度に県平均に到達した。また、コロナが5類に移行し、医療費が急激に上昇する可能性があることから、積立金を減らし、繰越金を増やしたものである。

(以上、主な説明とする)

議長 委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 **2) 第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の進捗状況について**
事務局に説明を求める。

事務局 資料3「第2期データヘルス計画 令和4年度保険事業進捗状況」を使い説明を行う。

(主な説明)

1 特定健診

令和5年度の受診率60%以上を最終目標として、現在令和4年

度の速報値が 58.8%。令和 3 年度の実績は、確定の数字で 59.6%と目標に近づいている。県の平均 45.2%、富士川町は特定健診の受診率が昔から高い。

2 がん検診

がん検診の受診率も全体的に県の平均を上回っている。今後も健診会場で同時にごがん検診を受診できる環境を継続することと、精密検査になった方には受診していただくように勧奨していく。

3 特定保健指導

特定保健指導完了率は全体で 60%を目標にしている。動機づけ支援は 70%、積極的支援は 50%の完了率を目標にしている。令和 3 年度は、全体で 51.7%、動機づけが 61.6%、積極的支援 23.3%、目標値にはまだ届かない状況。対象者については令和 2 年度と比較すると減少している。終了率についても減少している状態。今後は対象者が減っていくと分析。対象者一人一人にアプローチできるよう、福祉保健課や特定保健指導の実施機関と連携して取り組む。

4 健康教室（運動）

最終目標値は定員 70%以上の参加。毎年プログラムを作成している。昨年度は 5 つの教室を行い、全体では 73.1%の参加率になった。毎年生活習慣病の予防の観点から、運動するきっかけ作り、運動を継続して取り組めるような教室を実施。最近は特にコロナ禍でも、自宅で出来るヨガやストレッチを取り込むようにしている。今後も時代や皆様の健康状況に合わせた参加しやすい教室を工夫していく。

5 健康教室（禁煙）

毎年、小学校の 6 年生に対して防煙教室、タバコの害についての教室を開いている。出席率は 100%。今後も小学校 6 年生に対して行っていく予定。

6 健康教室（栄養）

最終目標値は定員の70%以上の参加。①栄養教室以外に栄養士による栄養相談を随時行っており、昨年度は52回実施、相談人数52名。②「血管を若返らせる食事の選び方について」という講義と調理実演を行った。

健康測定機器等を使用するなど新しいプログラム取り入れた。今後も生活習慣の改善や意識改革をする教育を推進。

7 ジェネリック医薬品への切替え率

利用促進事業として年に3回ジェネリック医薬品切り替えた場合の金額の案内を対象者に発送。

差額通知書による切り替え率は19.3%。ジェネリック医薬品の使用割合は80.7%。（県全体では80.9%）

（以上、主な説明とする）

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 **3) 新型コロナウイルス感染症について**
事務局に説明を求める。

事務局 資料4「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について」
を使い説明を行う。

（主な説明）

令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規則」を制定し、対応してきた。

1 対象者

給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われている方。

2 支給期間

労務に服することができなくなってから起算して3日を経過した日から、就業が予定されていた日。

3 支給額

3ヶ月の給与収入の就労日数で除した金額の3分の2を支給する。

4 適用期間

令和2年1月1日以降で、療養のため労務にすることができない期間。ただし、令和5年5月7日までに感染した新型コロナウイルスのみを傷病手当金の対象とする。申請期限は、労務不能になったから日の翌日から2年間。

5 富士川町の状況（令和2年4月～令和5年7月31日）

令和4年度は4件、18万9,600円の支給。令和5年度は申請0件。

資料5「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国保税の減免について」を使い説明を行う。

（主な説明）

1 対象者

コロナ感染により、生計者が死亡、重篤な傷病を負った世帯は全額免除、世帯の主たる生計者の収入減少が見込まれる場合は、国保税の一部を減額する。

2 要件

- (1) 世帯の主たる生計維持者の収入が、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
ほか (2)(3)を説明

3 対象となる保険税

令和元年度から令和4までの国民健康保険税。ただし令和5年

4月1日から令和6年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険税。

令和5年度以降に、遡って国保へ加入した場合に、令和4年度までの保険税が課税される場合がある。その場合、納付期限が令和5年の4月1日から令和6年3月31日以前の保険税は対象外となる。

4 令和5年7月31日現在の実績

令和4年度及び令和5年度の7月31日現在まで、減免の件数は0件で、減免額0円。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 4) その他

事務局に説明を求める。

事務局 資料6「健康保険証をお使いの皆さまへ」
資料7「マイナンバーカードを使った受付方法について」
を使い説明を行う。

(主な説明)

資料6「健康保険証をお使いの皆さまへ」の説明
(資料を読み上げる)

資料7「マイナンバーカードを使った受付方法」の説明
(資料を読み上げる)

マイナンバーカードのメリットは記載があるが、全国的に様々なトラブルが起きている。そのため医療機関の方も戸惑いがあると存じている。富士川町は国保の保険証について誤入力の確認されていない。今後も注意深く、マイナンバーカード・マイナンバーとの連携については間違いがないように務めていく。

(以上、主な説明とする)

- 議長 各委員に意見、質問を求める。
- 委員 町民からマイナンバー関連の問い合わせはあるか。また、心配ごとや苦情は来るか。
- 事務局 国保担当に、被保険者から保険証に関する苦情は届いていない。全国的にはマイナンバーカードを返納された事例がある。富士川町ではどうか。
- 事務局 富士川町では、同じご家族の2名、2枚の返納があった。不信感ではなく、使用しない理由で返納された。それ以降、返納等はない。
- 委員 国保の人間ドックの助成について
- 事務局 人間ドックの事業が2種類ある。
- ①国保人間ドック**
35歳から5歳刻みで70歳に年齢到達する方までが対象。自己負担額1万5,700円で人間ドックが受診できる制度で、対象の方へは総合検診のお知らせに、申込書を同封している。
- ②人間ドック助成金**
ご自身で人間ドックを受けられる場合、その結果を町に提出し、データをいただくことで、特定検診の実績に入れさせていただき、8,000円を助成するという制度。
対象は1年以上加入されている40歳から74歳までの方で、人

間ドックの結果を町に提出できる方。国保人間ドックを使った方は対象外。助成を受ける場合は、ご自身で人間ドックを受診した後、領収書と人間ドックの結果を役場に持参し申請する。

議長 他に意見等あるか。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。
すべての議事を承認とし議事を終了する。
以上、議事を終了したので、議長の職を解く。

次第5 その他

事務局 次第5 その他。
(課長) 事務局からは特にありません。皆様から何かございますか。
(発言を求める者無し)

特にございませんので、次に進みます。

次第6 閉会

副会長 あいさつがなされる。

国民健康保険

運営協議会会長.....

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....